

告 示

埼玉県告示第三百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第七号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(ニ)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域

三芳町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域